

「電子商取引安全技術研究組合 (ECSEC)」 加入のご案内

ECSEC(電子商取引安全技術研究組合)では、組合員を募集しています。
情報技術セキュリティに関係するメーカ、ユーザの方々の参加をお待ち
しています。



理事長メッセージ

平成12年2月ユーザ・メーカ・システムインテグレータ等34社のご賛同をいただき、「鉦工業技術研究組合法」に基づく通商産業大臣(当時)認可法人として電子商取引安全技術研究組合（ECSEC）を設立致しました。設立目的は、情報セキュリティに関する試験研究であり、情報セキュリティ技術向上支援であります。

その後平成14年12月20日、日本最初のISO/IEC 15408（JIS X 5070）に準拠する情報セキュリティ評価機関として認可も受けております。この評価機関業務は、組合の活動目的である試験研究とは一線を画すものであり、平成16年7月1日に株式会社電子商取引安全技術研究所（ECSEC lab.）へ譲渡致しました。当組合は目的にもあります、情報セキュリティに関する試験研究に重点を置き、組合活動を継続実施しております。

特に、昨今の情報関連での事故・事件には驚きと共に、未然の対策の不甲斐なさにも驚きを隠せません。このようなことから、組合員各社における情報セキュリティへの取り組みを支援する意味から、「デジタル社会における情報セキュリティの意義」を再確認していただいているところです。

これまでの工業化社会でのモノ造りは、高品質であることを目指しておりましたが、現在のユビキタス社会のモノ造りは、品質と共にセキュリティ機能の作り込みに主眼を置く必要があります。

この切り替え行動は、“こと（事・事件・事故等）”が起こってからでは、回復不能な状況になることをご理解いただき、早急に組織構造改革に結びつける必要があると考えているためです。

その結果、今後の製品を含めどのようにセキュリティ機能を実装するかを研究し、その機能の有効性を検証することを組合員各社のご参加を得て、オープンに展開しております。また、その場では机上の空論を戦わすのではなく、実業の上で有効となる手法を研究し、その結果を情報発信して参ります。活動の場も、当組合の中に閉ざさず、関連する諸団体とも緊密に連携し、より有効な策を見つけ出し、広く公開し、実践して参りたいと考えております。

このように当組合活動は一步前を行き、あるべき社会のインフラ形成に対する要素提言へと進めたいと思っております。また、活動はISO/IEC 15408にのみ依存するのではなく、情報セキュリティを具備する最善策を編み出し、これらの考え方を実践し、組合員各社の製品・システムに組込まれ、当該分野におけるリーダーとなることを期待しております。



理事長 植村泰佳



ECSECとは

法人格:

「技術研究組合法」に基づく経済産業大臣の認可法人

設立：2000年2月（認可）

理事長：植村泰佳

目的：ITセキュリティに関する試験研究

組合員へのITセキュリティ技術向上の支援

所在地：

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-9 大新ビル4階

ちよだプラットフォームスクウェアアネックス10

Tel: 03-5259-8077 / Fax: 03-5259-8070

<http://www.ecsec.org/>



現在の組合員

(2015年4月現在 :7社)

《正組合員／準組合員》

(五十音順)

- 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
- 共同印刷株式会社
- 株式会社ECSEC Laboratory
- 株式会社東芝
- 凸版印刷株式会社
- 株式会社日立製作所
- ルネサスエレクトロニクス株式会社

※ 組合活動は、各社からの
賦課金により運営されて
おります。



得られる成果と賦課金（1）

（1）CC 教育

《CC V3.1 応用コース》

新規格CC V3.1に準拠したST作成実習。

（2）組合員さま向け情報

組合員専用のホームページから
CC及びITセキュリティに関する有用な情報が入手できます。

<http://www.ecsec.org/member/index.html>

組合員に組合員専用ホームページ用のパスワードを配布いたします。

組合で実施する一定のCC研修を終了すると下記称号を取得することができます。



得られる成果と賦課金 (2)

<2015年度の組合参加条件>

項目	備考	正組合員	準組合員
賦課金		200万円	100万円
議決権		あり	あり
理事被選挙権		あり(ただし内規)	なし(ただし内規)
HPへのアクセス権	組合員用ホームページから組合員専用情報をダウンロードできる	あり	あり
CC ver.3.1 応用コース ※	ST作成実習 4日間	2名(賦課金の範囲)	1名(賦課金の範囲)
CM社内セミナー ※	組合員の社内事業部門を対象に、暗号モジュール試験および認証制度に関する出張セミナーを開催できる	可能(賦課金の範囲)	可能(賦課金の範囲)
理事・参事懇談会	電子政府情報セキュリティ政策のキーマンの方々を講師に招き意見交換会を開催 <理事・参事> 正組合員企業より選出	あり	なし
セミナー・活動報告会への参加	組合の一般活動による研究成果を報告	あり(賦課金の範囲)	あり(賦課金の範囲)
特別研究プロジェクト	特別研究への参加	原則として有償	有償



(補足説明) ECSEC v. s. ECSEC Lab



「鉱工業技術研究組合法」(当時)

鉱工業技術の向上を図るため民間企業の協同研究を促進する目的で作られた法律

認可: 2000年2月に設立
 (第1期試験研究計画は2004年3月まで)
 (第2期試験研究計画は2009年3月まで)
 (第3期試験研究計画は2014年3月まで)

第4試験研究計画(届出):
2014年4月以降

《第4期のテーマ》 ECSEC T.R.A.

- ・ハードウェアの脆弱性分析を中心に、特にICチップ、搭載されるソフトウェア、これらを用いた機器とシステムのセキュリティ対策技術及びセキュリティ評価技術の研究
- ・ソフトウェア、IT機器及びこれらを用いたシステムの高度なセキュリティ評価技術、及びこれに関連するセキュアな製品設計開発技術の研究
- ・各種アプリケーションシステムのセキュリティ保証に、セキュリティ評価を活用するための情報の調査と方法の検討、提案、ほか



ecsec.org

ECSEC

継続(発展)



評価業務を移管

(2004年7月1日付)

ECSEC Lab.

民間の評価機関として...

- ・ISO/IEC15408の評価、ST評価
- ・上記の支援を含むセキュリティ・コンサルティング
- 技術研究組合からの業務再受託

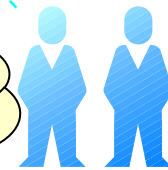
設立: 2002年4月



7社(2015.4現在)

技術研究の成果は組合員
へ対してのみ還元

民間初(2007年12月)
暗号モジュール試験
機関に承認される。



株主: 22社

事業として広く
サービスが可能



お問合せ先

電子商取引安全技術研究組合（ECSEC）

Eメール：
jimukyoku@ecsec.org
<http://www.ecsec.org/>

